【会議録】

会　議　名	第 39 回　港区景観審議会
開 催 日 時	令和８年 10 月２日（金）9 時 30 分から 12 時 00 分まで
開 催 場 所	港区役所９階　研修室
委　　員	（出席者）　７名 齋藤　　潮　委員　　杉山　朗子　委員　　長谷　髙史　委員 矢口　哲也　委員　　大橋　尚美　委員　　藤井　恵介　委員 石黒　真理子委員 （欠席者）　２名 山村　　健　委員　　髙山　扶美枝　委員
事　務　局	街づくり支援部長、都市計画課長、街づくり計画担当係長
会 議 次 第	１　開　会 ２　議　事 （１）令和８年度景観街づくり賞の選定結果について（報告） （２）第 10 回区民景観セレクションの公募結果と予備選定について（審議） ３　閉　会
配 付 資 料	資料１－１　令和８年度 港区景観表彰の実施概要及びスケジュール 資料１－２　令和８年度景観街づくり賞の選定結果 資料１－３　令和８年度景観街づくり賞　選定フロー 資料２－１　第 10 回区民景観セレクション公募結果の概要 資料２－２　応募景観の一覧 資料２－３　応募景観の詳細【冊子】 資料２－４　予備選定の方法と今後のスケジュール（案） 資料２－５　予備選定評価シート（案） 参考資料１　港区景観審議会委員名簿 参考資料２　第 10 回区民景観セレクション応募ちらし 参考資料３　区民景観セレクション選定景観（第１回～第９回）一覧

会議の結果及び主要な発言	
（発言者）	**１　開　会** **２　議　事** **（１）令和８年度景観街づくり賞の選定結果について**
事務局	**（資料１－１～１－３について説明）**
Ｃ委員	各施設の選定理由は確認できるのか。
事務局	本日の資料には掲載していないが、現在公表している区ホームページでは選定理由を含め、各委員から各施設ごとのコメントを公表している。現在作成中のパンフレットでは総評を含めコメントをいただいており、今後公表していく予定である。
Ａ委員	来年度以降は選定理由も分かるようにしてほしい。
事務局	選定理由も分かるよう工夫していく。
Ｂ委員	ザ・ケンジントン・レジデンス芝浦の写真について、隣接した物件の写真はなるべく削るべきかと考える。色彩基準など、景観形成基準に反したものではないか。
事務局	施設側からは、当該写真を第一候補として提供を受けている。色彩基準等を景観指導の担当にも確認した上で、写真については、調整できる範囲で対応していく。
Ｆ委員	写真の編集について、事実としてそのような景観があることから、写真からすべて消すことはできないのではないか。
Ａ委員	景観条例などに反していないか確認をした上で、事務局でできる限りの調整をしてほしい。
事務局	承知した。
Ｄ委員	来年度以降は、選定理由が記載されているコメントに基づいた写真や現地視察など審査した際に撮影した写真を使用していくべきではないか。また、著作権の関係で写真のトリミングはできるのか。
事務局	来年度以降の使用する写真については検討していく。写真の編集について、昨年度は、著作権の関係で施設側からコピーライトの掲載について要望をいただいたが、今年度はそれぞれの写真について著作権の関連での要望はなく、区の公表用として各施設からいただいている。

	（２）第 10 回区民景観セレクションの公募結果と予備選定について
事務局	**（資料２－１～２－５について説明）**
Ｅ委員	景観セレクションが将来的にも続くのであれば、若年層からの応募が増えれば良いと思う。若年層の方々がどういう景観に関心を持っているかを把握できれば、次のテーマをどうするかなども検討できると考える。若年層ではどういうものがあるか、集計しているか。
事務局	本日資料としては掲載していないが、後日各委員に共有していく。
Ｇ委員	応募期間が１か月間となっているが、過去のセレクションも同様か。応募数を増やしたいのであれば、期間が短いのではないか。
事務局	過去のセレクションも約１か月間の応募期間である。その後の予備選定や現地視察を含む選定審査会の回数や時期を考えると、応募期間としては、５月～６月頃の時期に約１か月間となっている現状である。
Ｇ委員	今回のように５月～６月の季節での応募では、新緑など季節的に撮影できるものも限られてくるのではないか。紅葉の写真も応募の中から見られるが、常連の応募者は多いのか。
事務局	常連の応募者も多いため、恐らく事前に写真を撮り、応募の時期が来たら提出していると想定される。
Ｇ委員	同じような観光フォトコンテストを別部署でも実施しているなど、同じように写真や景色を楽しむ事業が多くあり、区民景観セレクションもそのうちの一つと軽く捉えられてしまう。区民目線だと、どれも同じような事業に見えてしまい違いが分かりづらい。
Ｄ委員	前回の審議会では、100 選というタイミングで在り方を検討していくという議題があったが、100 選を目指すのか。
事務局	本事業については、以前から 100 選を目指し、景観を普及していきたいという思いがあることから、100 選は目指していく。
Ｄ委員	100 選まで選ばれた際には、今後の景観セレクションの在り方を検討してもらいたい。もし今後も継続するのであれば、同じような景観が集まらないような仕組みを検討していくべきではいか。区民が知らない景観を発見できるというメリットが大きいため、それが見えなくなってしまっているのであれば違う方法を検討していくべきである。
事務局	100 選という節目の中、応募期間や応募時期のほか、応募のしやすさも含め、

	今後の区民景観セレクションの在り方について検討する段階だと捉えている。そのため、昨年度以前の審議会での意見を踏まえ、７月の審議会では今後の区民景観セレクションについて議題とし、様々なご意見をいただいた。そこでいただいたご意見も踏まえ、目標としている 100 選に今年度中に到達した場合は、来年度は区民景観セレクションとしては実施せず、応募作品のアーカイブ化や過去の受賞作品の動画作成、若年層を含めた応募者との意見交換などをしていく予定である。
Ａ委員	景観審議会で今後も引き続き区民景観セレクションの在り方について議論できる場を設けてほしい。
事務局	今後も景観審議会の委員の意見をいただきながら検討していく。
Ａ委員	参考資料３には合計 101 件となっているが、受賞景観の合計 88 件との違いは何か。
事務局	第１回～第９回の受賞景観の合計は 88 件である。参考資料３は、第１回～第９回のテーマ別選定数を示した表になっており、一つの受賞景観に対して複数テーマでの受賞を受けている場合、各テーマごとに振り分けられるため、その合計は 88 件ではなく、101 件という結果となる。
Ａ委員	その旨がわかるよう資料上で示すこと。
事務局	承知した。
Ｃ委員	芝地区の５番については、取壊しのため対象外となっているが、帳票には応募者から、思い出深い当該物件のため、ずっと残ってほしいというコメントもある。募集時のチラシには、このようなものが対象外であることは記載してあるのか。
事務局	募集チラシの裏側には応募に当たっての注意事項として現在見ることのできない古い風景写真等は対象外であること、現存している景観であれば写真の撮影時期は問わない旨を記載している。
Ｄ委員	過去の受賞景観の中で確認できない景観もあるのか。
事務局	現在調査はできていないが、来年度の区民景観セレクションの在り方の検討の際に、全案件の調査をする予定である。
	３　閉　会